

令和3年12月16日

教職員各位

男女共同参画推進室長  
本橋令子

令和3年度介護保険外自費サービス利用支援制度の実施について（通知）

男女共同参画推進室では、教職員のワーク・ライフ・バランスの確保等のために、各種支援制度を設けて運用しております。

このうち標記の件につきましては、昨年度から「静岡大学介護保険外自費サービス利用支援制度実施要項」を制定し、介護を必要とする親族がいる教職員が、入試業務（共通テスト、一般選抜（前期日程・後期日程）を対象）に従事する場合において、介護保険外自費サービスを利用した時の経費を支援する制度として導入しています。

制度の詳細及びご利用にあたっての手続きは、添付しました実施要項及び男女共同参画推進室ホームページをご覧ください。

本年度において、本支援制度を利用される場合は、別添の申請書（ホームページからもダウンロード可）を男女共同参画推進室までご提出ください。

<https://www.sankaku.shizuoka.ac.jp/news/>（この先のアドレスは作成中）

なお、本支援制度における一支援対象者に対する一年度における補助の限度額は、本年度は2万円としましたのでご承知おき願います。

本件に関するお問合せ先：

男女共同参画推進室

（担当：横山、西澤、奥田）

TEL：054-238-3052・3068

FAX：054-238-3160

Mail: takenoko@adb.shizuoka.ac.jp